

税の優遇措置について

【法人の場合】

1) 受配者指定寄付金（全額が損金に算入される寄付金）

日本私立学校振興・共済事業団に学校法人神奈川大学を受配者に指定して寄付をされる場合は、法人税の規定により寄付金の全額を当該事業年度の損金に算入することができます。この制度を利用したご寄付を希望される場合は、学校法人神奈川大学財務部財務課までご連絡ください。

2) 特定寄付金

この寄付金は、一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で、次の額を限度として損金に算入することができます。

$$\text{損金算入限度額} = (\text{資本等の金額} \times 0.375\% + \text{当該年度所得} \times 6.25\%) \times 1/2$$

「本法人発行の領収書」と「特定公益増進法人証明書（写し）」によって手続きすることができます。

「特定公益増進法人」への寄付金の損金算入限度額（参考）

	損金算入例①	損金算入例②	損金算入例③	損金算入例④
資本等の金額	500万円	1,000万円	3,000万円	1億円
当該年度所得	100万円	300万円	500万円	1,000万円
損金算入限度額※	40,625円	112,500円	212,500円	500,000円

※ 上記の損金算入限度額を超えた部分の金額については、一般寄付金の損金算入限度額まで損金に算入できます。

$$\text{損金算入限度額} = (\text{資本等の金額} \times 0.25\% + \text{当該年度所得} \times 2.5\%) \times 1/4$$

詳しくは、所轄税務署にお問い合わせください。

神奈川大学 財務部財務課
〒221-8686
神奈川県横浜市神奈川区六角橋 3-27-1
TEL : 045-481-5661 (代)
FAX : 045-481-2731
E-mail : bokin-jml@kanagawa-u.ac.jp